

○学校法人跡見学園役員報酬規程

平成28年 3 月 22 日 制定

学校法人跡見学園役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人跡見学園（以下、「法人」という）の寄附行為第 61 条第 1 項の規定に基づき、役員への報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 役員に対する退職慰労金については、別に定める。

3 この規程に定めのない事項については、法令、寄附行為及び理事会の決定に従うものとする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤の役員とは、役員のうち理事長、常務理事（代表業務執行理事を含む。以下同じ。）及び法人において勤務することが常態である者をいう。

(3) 教職員の身分を有する役員とは、常勤の役員のうち教職員としての身分を有し、学校法人跡見学園給与規定に基づく給与の支給を受ける者をいう。

(4) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の役員以外の者をいう。

(5) 役員への報酬とは、報酬その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益（役員に対する退職慰労金を除く。）をいう。この役員への報酬には、学校法人跡見学園給与規定及び学校法人跡見学園教職員退職金支給規程に基づくものを含まない。

(6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費・宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 役員に対しては、次の区分に応じて役員への報酬を支給する。

(1) 教職員の身分を有しない常勤の役員に対し報酬を支給する。

(2) 非常勤の役員に対し報酬を支給する。

2 教職員の身分を有する役員には報酬を支給しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、教職員の身分を有しない常勤の役員は、本人の申し出に基づき、理事会の決議を経て、報酬を減額し、又は無報酬とすることができる。

(報酬の額の算定方法)

第 4 条 第 3 条第 1 項第 1 号に定める常勤の各役員への報酬年額（1 人あたり年額）の上限の額は、別表 1 のとおりとし、各役員への報酬年額はその範囲内で、理事会において決定する。

2 第 3 条第 1 項第 2 号に定める非常勤の役員への報酬月額、別表 2 に定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、非常勤の役員が、理事長の要請により、特定課題について理事長の業務執行を補助する役割を担う場合は、その期間を定めたうえで、前項の報酬月額とは別に総額 3,600,000 円（年額）を上限に、理事会において定めた額を報酬に加給することができる。

(報酬の支給方法)

第 5 条 役員への報酬の支給計算の期間は毎月 1 日から末日までとする。

2 新たに第 3 条第 1 項第 1 号に定める常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

3 第 3 条第 1 項第 1 号に定める常勤の役員が退任し、又は解任された場合には、当日までの報酬を支給する。

4 第 3 条第 1 項第 1 号に定める常勤の役員への報酬は、原則として報酬年額を 12 で除した額を毎月支給する。

5 報酬の支給日は跡見学園給与支給規定第 2 条第 1 項及び第 2 項を準用する。

6 役員への報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。

7 役員への報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 役員には跡見学園出張規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が業務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(通勤手当)

第7条 常勤の役員に対して通勤手当を支給する。

2 通勤手当の支給は跡見学園通勤手当支給規定を準用する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、私立学校法第100条に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月10日）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

1 この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項の規定は、令和6年12月10日（理事会承認年月日）から適用し、その他の規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から適用する。

2 令和7年4月1日より前に役員に就任し、令和7年度の定時評議員会の終結の時以前に退任する役員の報酬の支給は、なお従前の例による。

附 則（令和8年6月30日）

この改正規程は、令和8年6月30日から施行する。

別表1（常勤の役員の報酬年額の上限）

	理事長	常務理事	理事	監事
年額	20,000,000円	18,000,000円	15,000,000円	15,000,000円

別表2（非常勤の役員の報酬月額）

	報酬月額
理事	100,000円
監事	100,000円